

保育園・こども園の保護者の皆様へ

保育所等において新型コロナウイルス感染症が 発生した場合の対応について

令和 2 年 2 月 25 日付けで国より、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」として、当面の間の登園回避及び保育園等の臨時休園の措置に関する方針等が示されました。

つきましては、国の方針等を踏まえて、羽曳野市内の保育園・認定こども園において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてお知らせします。

【子どもが感染した場合について】

- ① 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、当該保育園等の一部又は全部について臨時休園します。なお、臨時休園の規模及び期間については、大阪府と協議のうえ対策本部会議で決定します。
- ② 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、原則当該保育園等の一部又は全部について臨時休園します。ただし、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もあるため、その必要性について、個別の事案ごとに慎重に判断していきます。（※在園している園に必ずご連絡お願いいたします。）

【子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について】

- ③ 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登園を避けるようお願いいたします。なお、この場合の登園を避ける期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間となります。

【感染者がいない保育園等も含む臨時休園について】

- ④ 市全域で感染者が発生した場合、地域全体で感染を抑えることを目的に、保育園等も臨時休園を行うことがあります。

【発熱等の症状がある子どもの登園回避について】

- ⑤ 感染拡大の防止のため、できる限りの健康状態の確認（検温など）をお願いいたします。発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、登園を避けるようお願いいたします。

【職員における感染対策について】

- ⑥ 保育園等の職員が感染者等となった場合においても、上述①～⑤と同様の取扱いになりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【基礎疾患のある子どもについて】

- ⑦ 基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談のうえ、その指示に従ってください。なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、検温など健康観察の徹底をお願いいたします。

【いじめや偏見の防止について】

- ⑧ 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は決して許されることではありません。正確な情報収集と適切な知識をもって対応してください。

【新型コロナウイルスに関する相談先】

【府民向け相談窓口】 専用電話 06-6944-8197（相談受付時間：午前 9 時から午後 6 時）

【新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）】

大阪府藤井寺保健所 072-955-4181

【一般的な相談】 羽曳野市健康増進課（保健センター） TEL072-956-1000

◎臨時休園の決定や期間は、急なご案内になることがあります。

- ◆各ご家庭での保育が可能なお子様につきましては、家庭保育のご協力をお願いいたします。
- ◆お勤め先へ勤務体制や休暇の取得などについて、事前の相談をお願いいたします。
- ◆今後の状況により内容が変更となる場合があります。
- ◆新型コロナウイルス感染症についての最新情報◆

厚生労働省公式ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html